令和７年度全国中学校体育大会　第３３回全国中学校駅伝大会競技注意事項

本大会は２０２５年度公益財団法人日本陸上競技連盟競技規則および同駅伝競走規準ならびに本大会規定による。

１　出場選手について

（１）　各校（団体等）の編成は、監督１名、選手８名以内（女子）・９名以内（男子）とし、申し込み後の選手変更は認めない。第１区から第６区（女子は第５区）のオーダー（走順）は、第３３回全国中学校駅伝大会実行委員会（以下、実行委員会）の所定用紙に区間番号を記入し、提出すること。

（２）　オーダー（走順）提出後の走者変更は、補員をその区間の交代として補充し、必ず、「走者変更証明書（要：医師の証明）」と「走者変更届」を、競技当日の８時３０分から９時３０分までに、学校受付に提出すること。また、競技当日に、大会オフィシャルドクターの診察を受けることができる。（８時３０分～９時２０分）なお、走者変更届用紙は、１２月１２日(金)～１３日(土)の間に大会本部（室内練習場）において配布する。

２　アスリートビブス（以下、ビブス）について

（１）　ビブスは、１２月１２日(金)～１３日(土)の間に大会本部（室内練習場）にて、１人につき５枚（補員選手は１枚）配布する。

その利用方法は、次のとおりとする。

① エントリーしている全ての選手は、一番上に着ている服（ジャージ・オーバーコート）の胸部または背部に付ける（１枚）。

② 全ての走者は、計測用Ｄタグの付いたビブスをユニフォームの胸部と背部に付ける（安全ピン可）。

③ 全ての走者は、腰ナンバー標識をランニングパンツの腰（左右）に付ける（２枚）。

④ 計測用Ｄタグの返却（回収）は、走り終わった後にフィールド内で行う。

ビブス番号

1　北海道	11　埼　玉	21　静　岡	31　鳥　取	41　佐　賀
2　青　森	12　千　葉	22　愛　知	32　島　根	42　長　崎
3　岩　手	13　東　京	23　三　重	33　岡　山	43　熊　本
4　宮　城	14　神奈川	24　岐　阜	34　広　島	44　大　分
5　秋　田	15　山　梨	25　滋　賀	35　山　口	45　宮　崎
6　山　形	16　新　潟	26　京　都	36　香　川	46　鹿児島
7　福　島	17　長　野	27　大　阪	37　徳　島	47　沖　縄
8　茨　城	18　富　山	28　兵　庫	38　愛　媛	48　開催地
9　栃　木	19　石　川	29　奈　良	39　高　知	
10　群　馬	20　福　井	30　和歌山	40　福　岡	

３　走者の練習場所と点呼方法および招集時刻について

（１）　走者の練習場所および点呼（招集）場所は、大会プログラムの地図を参照すること。

① 練習場所でスパイクの使用は、禁止する。

② 野球場で使用したシューズは、原則、陸上競技場、球技場での使用を禁止する。

（２）　点呼方法および招集方法は次のとおりとする。

① 走者は、スタート・通過予定時刻の約２５分前に点呼を受ける。

② 点呼の際は、胸または背にビブスの付いた上着を着用する。
上半身のウエアのデザイン・配色が同一チームと判断できれば、下半身のウエアの形状・デザイン・配色を統一する必要はない。

③　また、ユニフォームの胸と背のビブス、胸のＤタグ、ランニングパンツの腰ナンバー標識およびスパイクシューズの確認を受ける。
④　点呼後、各区間の招集場所へ移動し、待機する。ただし、第１区の走者は、スタート地点への移動があるため、４０分前に点呼を行う。
⑤　スタート地点と中継所には、係員の誘導で入場する。
⑥　各区間走者の点呼時間、場所は、下表のとおりとする。

	区間	ビブス色	点呼（招集）場所	点呼時間	先頭通過予定時刻
女子	第１区走者	白	招集テントＡ	10:30～10：40	11:10 （ｽﾀｰﾄ）
	第２区走者	黄	招集テントＢ	10:55～11：05	11:20
	第３区走者	青	招集テントＡ	11:00～11：10	11:27
	第４区走者	白	招集テントＢ	11:10～11：20	11:34
	第５区走者	黄	招集テントＡ	11:15～11：25	11:41
					11:51（ﾌｨﾆｯｼｭ）

	区間	ビブス色	点呼（招集）場所	点呼時間	先頭通過予定時刻
男子	第１区走者	白	招集テントＢ	11:35～11：45	12:15 （ｽﾀｰﾄ）
	第２区走者	黄	招集テントＡ	12:00～12：10	12:24
	第３区走者	青	招集テントＢ	12:05～12：15	12:33
	第４区走者	白	招集テントＡ	12:15～12：25	12:42
	第５区走者	黄	招集テントＢ	12:25～12：35	12:51
	第６区走者	青	招集テントＡ	12:35～12：45	13:00
					13:09 （ﾌｨﾆｯｼｭ）

４　競技について

（１）　走者は、陸上競技場外では、係員の指示に従い走行すること。また、陸上競技場内（中継所等）の走行についても、審判員の指示に従うこと。

（２）　コース内では、スパイクの使用も可とする。この場合、スパイクピンは、全天候用（９㎜以下）とするが、ニードルピンの使用は不可とする。なお、陸上競技場のトラックは、全天候仕様である。

競技用靴については競技規則 TR5.2 を適用する。

規定外シューズ使用者の扱いについては「失格」とする。競技前に確認した場合は、そのシューズの使用を認めない。招集後に規定外のシューズの使用が確認された競技者は、失格とする。

（３）　引き継ぎ用の「たすき」は、実行委員会が準備するものを使用する。

（４）　競技中、走者の「たすき」は、肩から斜め脇下へ掛けるものとする。「たすき」を正しく掛けていない走者は、失格の対象となる。

※　中継所前後は、「たすき」を手に持って走ることを可とする。ただし、前の走者が「たすき」を外す範囲は、中継線の手前４００ｍから、次の走者が「たすき」を掛ける範囲は、中継後の２００ｍまでを目安とする。

（５）　「たすき」の引き継ぎは、中継線から進行方向２０ｍの引継ゾーン内で行い、手から手へ確実に受け渡しをすること。

（６）　「たすき」を引き継ぐ次の走者は、競技時間帯に、審判員の指示を受けてから待機ゾーンに入ること。また、前の走者が、陸上競技場内に戻ってきた際、次の走者は、おおよその順位を確認し、中継線より進行方向（前方）に位置しなければならない。

（７）　中継所で「たすき」を渡し終えた走者は、速やかにフィールド内に入ること。また、その後の係員の指示により、衣類返却場所へ移動すること。

（８）　走者が、途中で競技を続行できない状態になったり、医務員等から競技の中止を命じられたりした場合は、当該校（団体等）の当該区間の競技は、無効とする。この場合、

当該校（団体等）は、大会審判長の指示に従い、当該区間の次の区間走者から、競技を続行することができる（競技を続行する次の区間走者のスタート時機は、審判長の判断による）。なお、無効となった当該区間以外の区間記録は、全て認められる。

（９）　第１走者のスタート要領は、次のとおりとする。

①　スタートの５分前、３分前、１分前、３０秒前、２０秒前、１０秒前を知らせる。

②　スターターは、スタート１０秒前と同時に「オン・ユア・マークス」と合図する。

③　競技者は、その合図でスタートラインに並び、ピストルの合図でスタートする。

・　５分前に、スタート地点付近に集合し、各自のスタート位置を確認

・　１分前に、ユニフォーム姿でスタートライン手前に整列

（10）　競技は、原則として繰り上げスタートは行わない。ただし、大会運営上、やむを得ない場合は、大会審判長の判断により、繰り上げスタートを行う場合もある。

（11）　走路（コース）においては、５００ｍごとに距離を表示する。

（12）　競技中は、伴走、飲食物の補給やその他の助力は、一切認めない。

（13）　抗議は、競技規則ＴＲ8.2 に従い、各校（団体等）の監督が、定められた時間内に総務員を通して、口頭で大会審判長に申し出るものとする。また、その裁定に不服の場合は、預託金（１０，０００円）を添え、総務員を通して、文書でジュリーに申し出るものとする。なお、ジュリーの裁定は、最終決定となる。

５　スタートについて

（１）　第１走者のスタート位置は、オーダー（走順）提出時に、抽選により決定する。

（２）　走行方向に向かって、左側から右側の順で１列に並び、スタートする。

６　その他

（１）　選手は、選手章として、常にビブスを上着に付けること。また、監督、外部指導者は、ＡＤカード（入場許可証）を常に携帯すること。

（２）　実行委員会は、競技中に生じた怪我に対し、応急処置のみを行うが、必要に応じて、救急搬送の依頼を行う。ただし、その後の責任は、一切負わない。

（３）　たすき、ビブス、フィニッシュテープ（優勝校（団体等））は、大会終了後に、当該校（団体等）で持ち帰ることを可とする。

（４）　出場校（団体等）が駐車場を利用する場合は、実行委員会の指示に従うこと。
（別紙「会場駐車場について」参照）

（５）　チームテント・シートの設置場所は、実行委員会から指定された場所とする。

（６）　滋賀県希望が丘文化公園スポーツゾーン内では、のぼり等の固定は厳禁とする（実行委員会が設置するのぼり等は除く）。また、当該ののぼり等は、競技中の走者と接触しないよう持参者が保持すること。

（７）　陸上競技場等に、主催者や実行委員会が定める規定以外の商標を競技場内への持ち込みは不可とする。なお、商標に関する規定は、次のとおりとするが、詳細は、陸上競技ルールブック「競技会における広告および展示物に関する規定」を参照すること。

①　上半身の衣類

・　製造会社のロゴ：ロゴの高さは５㎝以内、面積４０㎠以内の長方形とする。

・　製造会社の表示は１ヶ所のみとする。

・　加盟団体の所在地を示す場合、校名とは切り離して表示し、前部の右胸、左胸、後部のいずれか１ヶ所に表示できる。

②　下半身の衣類・個人のバッグ

・　製造会社のロゴ：高さ５㎝ 以内、面積４０㎠以内のものを、それぞれ１ヶ所とする。

③　その他アパレル

・　製造会社のロゴ：高さ３㎝ 以内、面積６㎠以内のものを、それぞれ１ヶ所とする。

・　メガネ、サングラスは、製造会社のロゴを２つまで表示することができる。

※　実行委員会（係員）に指摘された場合は、その指示に従うこと。